

## 会員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、公益社団法人日本学生陸上競技連合（以下、「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (正会員)

第2条 地区学生陸上競技連盟（以下、「地区学連」という。）の会員であって、定款に定める別表1の定数の範囲内で地区学連から推薦される者及びこの法人の事業遂行に関し学識経験を有する者で、この法人の目的に賛同する者は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

### (普通会員)

第3条 地区学連の会員（学生登録者）で、この法人の目的に賛同する者は、理事会の承認を得て普通会員となることができる。

2 普通会員の入会資格等については別にこれを定める。

### (名誉会員)

第4条 この法人の功労章受章者で、当該年度3月31日までに満70歳に到達する者のうち、社員総会で推薦された者は、本人の承諾をもって名誉会員になることができる。

2 前項にかかわらず、地区学連会長経験者で地区学連より推薦された者は、社員総会の推薦を経て、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。

3 名誉会長および名誉副会長は社員総会の推薦を経て、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。

4 顧問および参与は、退任後、社員総会の推薦を経て、本人の承諾をもって名誉会員となることができる。

5 名誉会員は、第7条の会費の納入を必要としない。

6 名誉会員は本人からの申し出が無い限り終身とする。ただし第10条に該当する場合を除く。

7 名誉会員が、正会員になった場合は、名誉会員は退くこととする。

### (賛助会員)

第5条 前3条に規定する者のほか、この法人の目的に賛同し、かつ、事業に賛助する個人又は団体は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 正会員 5,000円

(2) 普通会員 1,800円

(3) 賛助会員 1口 10,000円

(会員の特典)

第8条 会員は別表のとおり特典を享受することができる。

(会費の使途)

第9条 第7条第1号及び第2号の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

2 第7条第3号の会費は、会員の指定する方法で使用する。

(除名)

第10条 会員が次の各号の事由に該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき

(3) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される社員総会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年5月28日理事会決議)

(平成23年12月10日理事会決議)

(平成24年3月3日理事会決議)

(平成26年5月24日理事会決議)

#### 別表

	特典の内容	正会員	普通会员	賛助会員	名誉会員
①	便覧への氏名・団体名の掲載	○	—	—	○
②	会報への氏名・団体名の掲載	○	—	○	○
③	便覧・会報・学生記録集の配布	○	—	○	○
④	主催競技会への無料入場 ※1	○	○ ※2	○ ※3	○
⑤	普通会员登録証の交付	—	○	—	—

注 ○印は享受できる特典を表す。

※1 入場が有料の競技会を対象とする。

※2 入場に当たっては、普通会员登録証の提示を求める。

※3 日本インカレを対象とする。